

高知県における残留農薬の安全性確保の取組について

高知県健康政策部 食品・衛生課

保健所での食品衛生の仕事

- 食品営業施設の営業許可
 - 食品製造施設、調理施設の立入り指導
 - 食品の相談
 - 食中毒調査
 - 食品衛生講習会
 - 食品検査
- など

食品検査

- 県内で流通している食品について、年間計画をたて、それに基づき、検査しています。

例えば

アイスクリーム、魚介類、食肉、牛乳、清涼飲料水、豆腐、野菜、惣菜など

細菌検査、食品添加物、抗生物質、農薬など

食品衛生法第11条の概要

- 食品の成分につき規格が定められたときは、その規格に合わない食品を製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販売してはならない。
- 農薬、飼料添加物及び動物用医薬品が、人の健康を損なうおそれのない量として、厚生労働大臣が定める量を超えて残留する食品は、これを販売のように供するために製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売してはならない。

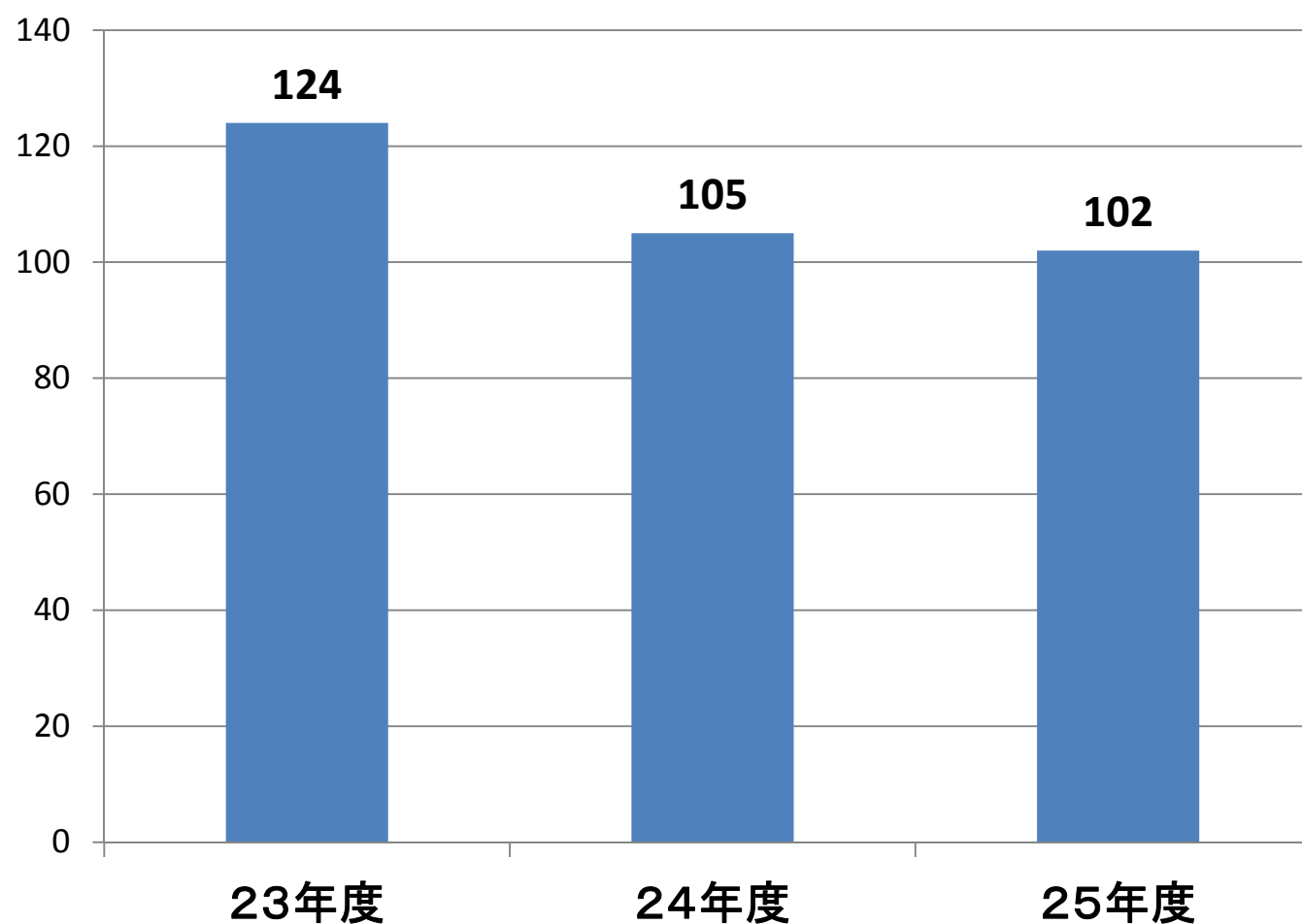
残留農薬の基準（ポジティブリスト制度）

- 残留農薬の基準値が設定されていない農薬については「人に健康を損なうおそれがないと認められる量（一律基準0.01ppm）」が定められており、これを超えて残留する食品はその販売等が規制されることとなっている。なお、この制度は平成18年5月29日から施行されている。

高知県における残留農薬検査

- 産直市などで販売されている野菜を抜打ちで検査
- 1年の間で5～7回にわけて実施
- 検査機関：(一社)高知県食品衛生協会、高知県衛生研究所、高知市保健所
- 検査項目数：75～300項目
- 検査品目：きゅうり、小松菜、かぼちゃ、トマト、サツマイモ、にら、ピーマン、ダイコン、レタス、ブランチング野菜など様々

年度別検査検体数



違反数

2

1

0

まとめ

- 3年間で286検体の農薬検査を実施
- 残留農薬基準を超えた事例は3件であった。
- 検体数に対する違反率は1.05%



農家や販売店に対し、立入り調査及び指導

冷凍食品への農薬混入事件

- 平成 25 年 12 月 29 日に、群馬県内の事業者において製造した冷凍食品の一部から、本来含まれていない農薬（マラチオン）が検出したため、自主回収を行っているとの報告があった。

自主回収の対象商品の中には、これまでマラチオンが高濃度で検出されたものが一部にあり、高濃度に含まれる商品を一定量摂食した場合には、健康に影響を及ぼさないと推定される限度量（いわゆる急性参照用量（ARfD））を超えることがわかった。

冷凍食品の回収等の状況

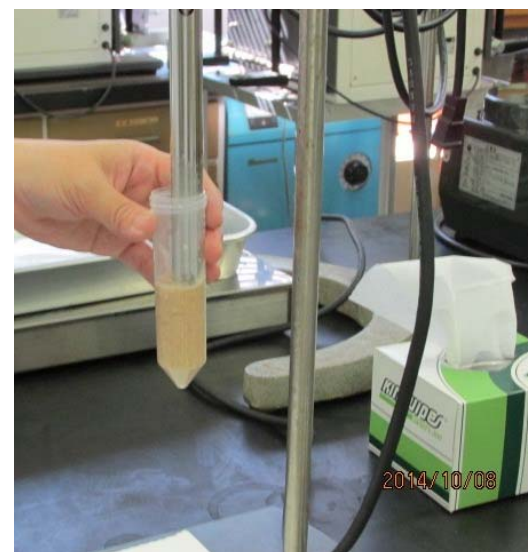
回収済みパック(数)	お問い合わせ(件数)
6,337,170	1,017,299

事業者ホームページより
平成26年10月1日現在

冷凍食品への農薬混入事件

	有症事例の相談 件数(件)	有症者数 (人)	検査可能なもの のうち検査結果が判明した 検体数(個)	うちマラチオンが検出 されたものの検体数 (個)
高知県	13	15	10	0
高知市	17	20	13	0
全国	2385	2879	998	0

農薬検査について



農薬検査について

